

## 宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に向け、町民の地球温暖化対策への意識啓発を図るとともに、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するため、省エネ家電への買換えを行う者に対し、予算の範囲内で宮代町省エネ家電買換促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、宮代町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年宮代町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電機器」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2027年度又は2029年度）が100%以上であるエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2021年度）が100%以上である電気冷蔵庫（以下「冷蔵庫」という。）
- (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度2020年度）が100%以上であるLED照明器具（以下「LED照明器具」という。）

### (補助対象機器)

第3条 補助の対象となる省エネ家電機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号全てに該当する製品とする。

- (1) 町内の店舗又は事業所で購入したものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) リース品ではないこと。
- (4) 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器でないこと。
- (5) LED照明器具にあたっては、設置工事を伴う買換えであること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当する個人とする。

- (1) 町内に住所を有する者であること。
- (2) 個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (3) 同一世帯において、この要綱による補助金の交付を同年度に受けた者がいないこと。
- (4) 自らが居住する町内の住宅において使用していた既存の家電機器から同種の省エネ家電機器に買い換えた者であること。
- (5) 補助対象機器がエアコン又は冷蔵庫の場合は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、買換え前の家電を適正に処分し、特定家庭用機器廃棄物管理票（以下「家電リサイクル券」という。）の交付を受けている者であること。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入及び設置に係る費用とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、5万円を限度とする。

（交付申請等）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入及び設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 補助対象機器の省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し
- (3) 既設機器の設置の状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により、申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否を決定し、宮代町省エネ家電買換促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象機器の購入等の計画（以下「計画」という。）の内容を変更し、又は当該計画を中止しようとするときは、宮代町省エネ家電買換促進補助金変更等申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、交付決定を受けた補助金交付額の増額を要することとなる計画の変更については、申請することができないものとする。

3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を宮代町省エネ家電買換促進補助金（変更・中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象機器の購入等の完了後、宮代町省エネ家電買換促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことが分かる書類
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) 申請に係る補助対象機器の製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- (4) 家電リサイクル券（提出者控）の写し（LED照明器具を除く。）
- (5) 申請に係る補助対象機器を自らが居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (6) 振込口座が確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助対象機器の購入等をした日から起算して1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 エアコン、冷蔵庫、LED照明器具は、規則第18条第2号のその他町長が定めるものとする。

2 規則第18条ただし書に規定する町長が定める期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

3 交付決定者は、前項に規定する期間が経過する前に、補助金の交付を受けて設置した補助対象機器を処分しようとするときは、宮代町省エネ家電買換促進補助金等に係る財産処分承認申請書（様式第7号）により町長の承認を受けなければならない。

（書類の整備）

第13条 交付決定者は、補助対象機器に係る支出を明らかにした帳簿等の書類を整備し、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 宮代町省エネ家電買換促進補助金交付申請書

宮代町長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

## 1 補助対象機器の購入等の計画

1 対象製品の種類	エアコン ・ 冷蔵庫 ・ LED照明器具	
2 設置する対象製品	メーカー名	
	機種名型番	
	省エネルギー基準達成率	
3 購入予定店舗等	名称： 住所：	
4 設置予定日	年 月 日 / 未定	
5 交付申請額	補助対象経費	円
	補助対象経費×1/2	円
	補助金額（上限5万円）	円

## 2 誓約・同意事項（□に「レ」を入れてください。）

- 町税等について滞納がないことを誓約するとともに、納付状況について調査を行うことに同意します。
- 補助対象機器について、国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器ではないことを誓約します。

## 3 添付書類

- (1) 補助対象機器の購入及び設置に係る経費の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 補助対象機器の省エネルギー基準達成率が確認できるカタログ等の写し
- (3) 既設機器の設置の状況が分かる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

宮代町省エネ家電買換促進補助金（交付・不交付）決定通知書

様

宮代町長

印

年 月 日付けで申請のあった宮代町省エネ家電買換促進補助金について、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 補助金を次のとおり交付する。

交付決定額	円
交付の条件	(1) 次の場合には、町長の承認を受けること。 ア 宮代町省エネ家電買換促進補助金交付申請書（様式第1号）の計画内容の変更 イ 宮代町省エネ家電買換促進補助金交付申請書（様式第1号）の計画の中止 (2) 補助対象機器の購入等をした日から起算して1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに宮代町省エネ家電買換促進補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に関係書類を添付して報告すること。 (3) 補助対象機器を町長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 補助金を交付しない。

（理由：

）

宮代町省エネ家電買換促進補助金変更等申請書

宮代町長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宮代町省エネ家電買換促進補助金について、対象機器の購入等の計画内容の変更又は中止をしたいので、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

計画内容の変更

変更内容	
変更理由	

※変更に係る見積書又は契約書の写しを添付してください。

計画の中止

理 由	
-----	--

年 月 日

宮代町省エネ家電買換促進補助金（変更・中止）承認通知書

様

宮代町長

印

年 月 日付けで申請のあった宮代町省エネ家電買換促進補助金の計画内容の変更又は中止について、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 計画内容の変更を承認する。

内 容	
-----	--

- 計画内容の中止を承認する。

- 計画内容の変更又は中止を承認しない。

理 由	
-----	--

宮代町省エネ家電買換促進補助金実績報告書兼請求書

宮代町長 宛

報告者 住 所  
氏 名  
電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宮代町省エネ家電買換促進補助金について、補助対象機器の購入等が完了したので、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、補助金を請求します。

記

1 報告事項

1 補助金交付決定額	円
2 補助対象経費（消費税抜）	円
3 設置日	年 月 日
4 交付請求額	円

2 添付書類

- (1) 補助対象機器を購入したことが分かる書類（領収書の写し等）
- (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類
- (3) 補助対象機器の製造者又は販売店が発行した保証書の写し
- (4) 家電リサイクル券（提出者控）の写し（LED照明器具を除く）
- (5) 補助対象機器を自らが居住する住宅に設置したことが分かる写真
- (6) 振込口座が確認できる書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協	支店名	本店・支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 口座名義人は、申請者と同一とすること

年 月 日

宮代町省エネ家電買換促進補助金交付額確定通知書

様

宮代町長

印

年 月 日付けで実績報告のあった宮代町省エネ家電買換促進補助金について、下記のとおり補助金の額が確定したので、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第11条の規定により通知します。なお、補助金は、この通知の通知日から30日以内に実績報告時に指定のあった口座に振り込みます。

記

- |   |          |       |
|---|----------|-------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円     |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円     |
| 3 | 交付予定日    | 年 月 日 |

宮代町省エネ家電買換促進補助金に係る財産処分承認申請書

宮代町長 宛

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

宮代町省エネ家電買換促進補助金により取得した補助対象機器を、下記のとおり処分したいので、宮代町省エネ家電買換促進補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付決定日	
補助金交付決定番号	
処 分 の 方 法	
処 分 の 時 期	
処 分 の 理 由	